

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

御嵩町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 上之郷地域

#### (1) 現況

本地域は急傾斜地域を含む中山間地域であり、棚田等において稲作経営が行われているため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、高齢化や後継者不足が進み、有害鳥獣被害、耕作放棄等による農地の荒廃が懸念されることから、農道やかんがい施設の保全管理等、農用地の保全に関する取組を農業者だけでなく、地域の各種団体等と一体となって取り組む体制を整えることが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 伏見地域

#### (1) 現況

本地域は、比較的平坦な地形を活かして水稻栽培が行われている。また、本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設の保全管理等、農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上之郷地域	第3条第3項第2号に掲げる事業 第3条第3項第1号に掲げる事業
②	伏見地域	第3条第3項第1号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

上之郷地域

伏見地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って

も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地
    - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
    - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合
      - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）
      - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
      - (iii) その他
- (オ) 岐阜県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

注1 集落の農用地面積が 1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

注2 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、御嵩町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた指標をおおむね満たす者とする。

## 4 その他必要な事項

特になし